

## 平成25年度新見市地方独立行政法人評価委員会（第8回）議事要旨

1 日 時 平成26年3月20日（木）15:00～16:45

2 場 所 新見市役所3階 第5委員会室

3 出席者

(1) 評価委員会 新中委員長、森口委員、杉委員

(2) 事務局 上山課長、関野係長、西山主査

4 議 事

### 中期計画（第2期）（案）について

前回の評価委員会で持ち越しとなっていた中期計画（第2期）（案）に関する質問の回答（資料1）について意見を伺ったあと、前回（第7回）議事録及び次期中期計画案（第7回：資料3、資料4）について、大項目Ⅰから大項目ⅩⅦまで順に再確認を行い、疑義のある箇所について大学事務局へ電話で確認しながら質疑応答を行った。

審議の結果、中期計画（第2期）（案）について、内容の修正を行うことなく、原案は、「適当である」とした意見書を市長に提出することとした。

詳細は、以下のとおり。

委員発言要旨	事務局回答要旨
<p>[第7回評価委員会で持ち越しとなった2つの質問に対する審議]</p> <p>[1 現在教員がどのような手立てを講じて研究時間を確保しているか] について</p> <p>○週1日の研修日を設けて研究時間を確保することにしているが、研修日を十分に取ることができず時間外等で対応している状況の中、業務内容を見直すことによって研究時間を確保するという前向きな計画を立てているということは期待ができる。学生の高度な能力、技術、その土台となる基本的な理論について良い研究をしていただきたい。</p> <p>○今までの評価から先生方は学生の面倒を見ることに時間を割いていることが伺え、そのなかで自身の研究を進めることはなかなか大変なことである。マンモス大学では考えられないことで、新見公立大学・短期大学の良いところであり、これにより全国から優秀な学生が集まっている。</p>	

[ 2 現在の危機管理マニュアルの概要、また医療機関や老健施設における学生の実習などの課外活動の際の感染症などに対する記載があるか] について

○一般的な危機管理マニュアルは小・中・高等学校と同じように具体的に細かい内容が掲載されており活用できる状態にあることが想像できる。学生の課外活動における事故や感染症に対しても、ち密なマニュアルができており、看護・幼児教育学科における流行性の病気に関する検査も含めて実施しているとのことであり安心できる。

○以上 2 項目の質問に対する回答は当評価委員会として了承する。

[ I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置] について

1 教育

1) 教育の内容

○修正意見なし

2) 教育の実施体制

○修正意見なし

2 研究

1) 研究の内容

○修正意見なし

2) 研究の実施体制

○修正意見なし

3 学生の確保及び支援に関する目標

1) 学生の確保

○修正意見なし

2) 学生の支援

○修正意見なし

[ II 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置] について

1 地域社会への貢献

○「にこたん（親子交流ひろば）」についてはこの項目のなかに含まれることとなりますか。

○この項目のなかに含まれてます。（大学事務局に電話で確認）

<p>○修正意見なし</p> <p>[Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置] について</p> <p>1 組織運営の改善及び効率化</p> <p>○修正意見なし</p> <p>2 人事の適正化</p> <p>○修正意見なし</p> <p>[Ⅳ 財務内容の改善に関する目標] について</p> <p>1 自己収入の確保</p> <p>○修正意見なし</p> <p>2 外部資金の獲得</p> <p>○修正意見なし</p> <p>3 経費の抑制</p> <p>○修正意見なし</p> <p>[Ⅴ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置] について</p> <p>1 自己点検及び自己評価</p> <p>○修正意見なし</p> <p>2 情報公開及び情報発信</p> <p>○修正意見なし</p> <p>[Ⅵ その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置] について</p> <p>1 施設・設備の整備及び活用</p> <p>○修正意見なし</p> <p>2 危機管理及び安全管理</p> <p>○Windows X Pのサポート終了に伴う対応は済みしましたか。</p> <p>○学生が病気などになった場合には、何らかに対応しますか。</p> <p>○修正意見なし</p>	<p>○対応済みです。(大学事務局に電話で確認)</p> <p>○学生から救護の連絡があれば対応します。また、2、3日連絡なしに授業を欠席した学生には大学から連絡を取ります。(大学事務局に電話で確認)</p>
--	--

<p>VII 予算、収支計画及び資金計画 ○修正意見なし</p> <p>VIII 短期借入金の限度額 ○修正意見なし</p> <p>XI 剰余金の使途 ○修正意見なし</p> <p>XII 新見市地方独立行政法人法施行規則 (平成20年新見市規則第16号)で定める事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設及び設備に関する計画</li> <li>2 中期目標の期間を越える債務負担</li> <li>3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途</li> <li>4 その他法人の業務に関し必要な事項</li> </ol> <p>○修正意見なし</p> <p>取りまとめ結果 ○第2期中期計画に関しては本案のとおり適当と認める。</p>	
--	--

以上